

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月22日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 酒井 洋一

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 高知空港事務所新庁舎新築実施設計  
(電子入札対象案件)
- (2) 履行場所 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪航空局
- (3) 業務内容 本業務は、以下に示す実施設計（設備設計、積算含む）を行うものである。  
高知空港事務所新庁舎  
鉄筋コンクリート造  
3階建 建築面積約 1,400 m<sup>2</sup> 延床面積約 3,000 m<sup>2</sup>  
新築実施設計業務 一式（建築、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構）
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年8月19日まで
- (5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。  
また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。  
なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体又は単体有資格者であること。なお、設計共同体として競争に参加する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和3年11月22日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から高知空港事務所新庁舎新築実施設計に係る設計共同体とし

ての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の令和3・4年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「建設コンサルタント」のA等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。
- (7) 配置予定管理技術者及び各主任担当技術者の資格要件等
  - 1) 管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。
  - 2) 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
  - 3) 管理技術者及び各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ1名であること。
  - 4) 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。
  - 5) 各分担業務分野（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）の主任担当技術者が他の各分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
  - 6) 管理技術者及び各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）の手持ち業務の件数が申請書提出時において、管理技術者は10件未満、主任担当技術者は5件未満であること。

なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。

- 7) 管理技術者及び各主任担当技術者は平成23年4月1日以降に契約履行が完了した、下記の要件を満たす建築設計業務(以下「同種業務又は類似業務」という。)の実績を有する者であること(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

記載する件数は1件とする。(民間施設を対象とした業務実績も可とする。)

**【同種業務】**

種別：実施設計を含む建築設計業務

内容：建築物の新築又は増築の建築設計業務(意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計及び工事費概算書の作成を含む。)

構造：鉄筋コンクリート造

規模：延床面積3,000㎡以上かつ3階建以上

**【類似業務】**

種別：実施設計を含む建築設計業務

内容：建築物の新築又は増築の建築設計業務(意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計及び工事費概算書の作成を含む。)

構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

規模：延床面積1,000㎡以上かつ2階建以上

※ 延床面積は、新築の場合は1棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

(8) 資料に示される業務実施体制に関する要件

- 1) 業務の主たる分担業務分野(総合分野)を再委託するものでないこと。

分担業務分野	業務内容
総合分野	平成31年度国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造分野	同上「構造」
電気設備分野	同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- 2) 分担業務の構成が、不明確又は不自然でないこと。

- 3) 設計共同体的場合は、次の要件を満たしていること。

- ① 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ② 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。
- ③ 一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

- 4) 競争参加資格確認申請者又はその再委託先（以下「協力事務所」という。）が、他の競争参加資格申請者の協力事務所となっていないこと。
  - 5) 再委託先である協力事務所が、大阪航空局の建設コンサルタント業務等に係る一般（指名）競争参加資格者である場合は、大阪航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。
- 1) 資料の提出がない場合や内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
  - 2) 資料の各様式（業務実施体制、実施方針）の注記に反する記載がされている場合。
- (10) 大阪航空局が発注した建設コンサルタント業務（建築）で、平成31年4月1日以降に完了した建築設計業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (12) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加希望者は、価格及び資料をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、3.(2)の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値である者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (2) 総合評価の評価方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

## 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点の配分は60点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

## 3) 技術評価点の算出方法

資料の内容に応じ、下記①、②の評価項目及び本業務が予決令第85条の基準に基づく価格を設定する場合は、③の評価を踏まえ評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

- ① 配置予定管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の資格及び技術力
- ② 業務実施方針及び手法
- ③ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の配分点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点})$$

## (3) 技術評価点の評価基準等

- 1) 配置予定管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の資格及び技術力  
資格、業務実績、成績、CPD取得単位
- 2) 業務実施方針及び手法  
業務の理解度及び取組意欲、実施方針
- 3) 技術提案等の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに①業務内容に対応した費用、②配置予定技術者の報酬、③品質管理体制の確保、④再委託先の支払いをそれぞれ審査したうえで、総合的に評価する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

## 4. 入札手続等

### (1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階  
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6949-6206

(2) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)

(3) 入札説明書等の交付期間及び方法

交付期間 令和3年11月22日から令和3年12月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分まで。)

交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。

2) やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手ができない入札参加希望者は、上記 4. (1) に問い合わせること。

(4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和3年11月22日から令和3年12月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分まで。ただし、最終日は14時00分までとする。)

提出場所 4. (1) に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。

(5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 令和4年1月17日 9時00分から17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに 4. (1) あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記するとともに、当該入札書を封緘した封筒の封皮に「押印省略」と記載することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札日時 令和4年1月18日 11時00分

開札場所 大阪航空局 入札室

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 納付

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2. (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4. (4) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記 2. (2) に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(8) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 詳細は入札説明書による。

## 競争参加者の資格に関する公示

高知空港事務所新庁舎新築実施設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年11月22日

大阪航空局長 酒井 洋一

### 1 業務概要

- (1) 業務名 高知空港事務所新庁舎新築実施設計
- (2) 業務内容 本業務は、以下に示す実施設計（設備設計、積算含む）を行うものである。

高知空港事務所新庁舎

鉄筋コンクリート造

3階建 建築面積約1,400㎡ 延床面積約3,000㎡

新築実施設計業務 一式（建築、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構）

- (3) 履行期限 令和4年8月19日

### 2 申請の時期

令和3年11月22日から令和3年12月10日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和3年12月10日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

### 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、令和3年11月22日から大阪航空局契約課において設計共同体としての資格を得ようとするものに交付する。

- (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に高知空港事務所新庁舎新築実施設計 設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10



月1日付け国土交通省大臣官房会計課長。以下「令和2年10月1日付け公示」という。)別記4により総合数値を付与してA等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 令和2年10月1日付け公示5(1)から(5)までに該当しないものであること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務分野が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務分野を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年1月26日付け空契第58号)の別紙に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がA等級に認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時点で4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にとっては、当該業務の契約が締結される日までとする。

## 8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「高知空港事務所新庁舎新築実施設計●●・▲▲設計共同体」とする。
- (2) 本公示における競争参加資格の審査申請をする設計共同体が、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する高知空港事務所新庁舎新築実施設計の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きをしなければならない。